

# こんちりさんの救い (上)

## —近世日本における信仰実践の変容—

菊 地 章 太

### 1 罪のゆるしをあたえるもの

弾圧下のキリシタンにとって抜き差しならない問題があった。それは罪を告白することのできる神父がひとりもいなくなってしまったことである。

罪にもいろいろあるが、刑法上の罪はもとより教会がかかわることではない。教会にとって切実なのは信仰上の罪である。神から遠ざかることが「[[死に値する] 大きな罪] peccatum mortale とされる<sup>(1)</sup>。ひとたび神に背を向けてしまえば、信仰によって結びついていたあらゆるものとのつながりが破綻してしまう。そうした罪に信者が陥ったときはどうしたらよいのか。

カトリックの教えによれば、信者は罪を心から悔いることがまず必要とされる。信仰へのつまずきを深く懺悔するのである。教会では「完全な痛悔」*contritio perfecta* と呼んでいる<sup>(2)</sup>。それから信者はその罪を司祭にあかさねばならない。これを「告白」*confessio* と呼ぶ(かつては「告解」と呼ばれた)。そのうえで「つぐない」*satisfactio* の行為をはたすことが求められる。たとえば、祈ることはつぐないのひとつである。罪をゆるすことができるのはもちろん神だけだが、司祭が信者に対して「ゆるしの秘跡」*sacramentum paenitentiae* をさずけることで、罪を悔いた者に神がゆるしをあたえることがかなう。

救いは神があたえるものである。それでもなお信者がはたすべきこともあり、教会がさずけることのできるものがある。ところが宗教改革をおこなったプロテスタントはこれを疑問視した。救いが神の恵みによることは言うまでもない。信者にとってはひたすら神を信仰することによってのみ救いは確信されるというのである。これに対してカトリック教会は反撃した。信者と教会による行為の意義をそれまでもまして重視する。そうした方向を選択した。対抗宗教改革をめざして開催されたトレント公会議において、「ゆるしの秘跡」の効力が大々的に取りあげられた<sup>(3)</sup>。信者が痛悔の心をもって司祭に告白することが不可欠であるという。現代社会に対応するカトリック教会のありかたを討議した第二ヴァチカン公会議においても、そのことが一層強調されたのである<sup>(4)</sup>。

## 2 弾圧下のよりどころ

天正十五年（1587）に秀吉は宣教師の国外追放令を発した。日本から司祭がいなくなってしまうと、キリシタンは告白をおこなうことができなくなる。告白はポルトガル語で コンフィッサン confissão という。キリシタン時代には「こんひさん」と呼ばれた。「こんひさん」なしに罪のゆるしはない。「こんひさん」がおこなえなければどうなるのか。救いはもはや得られなくなってしまうのか。そうした危機感のなか、ローマのイエズス会本部から新たな方針が打ち出された。「こんひさん」が不可能な状況のもとでは、それに先立つ「完全な痛悔」だけでもなされるべきだという<sup>(5)</sup>。痛悔をポルトガル語で コントリサン contrição という。「こんちりさん」と呼ばれた。

イエズス会の通達は慶長三年（1598）に日本にもたらされた<sup>(6)</sup>。やがてその教えにもとづいて、『こんちりさんのりやく』と題する一冊の書物がまとめられる。ポルトガル人イエズス会士で第五代日本司教のルイス・デ・セルケイラ Luis de Cerqueira がこれを認可し、慶長八年（1603）に長崎で出版させた。その成立にはスペイン人イエズス会士で日本準管区長のペドロ・ゴメス Pedro Gómez が深くかかわったとされる<sup>(7)</sup>。のちほどたとおり、そこにはゴメスの考えが明らかに盛りこまれた。のみならず、日本人のイエズス会士の関与もそこに認めることができるだろう。

『こんちりさんのりやく』のものの刊本は一冊も伝わらない。私たちが見ることのできるものはすべて刊本からの書写本である。これは書物の伝承形態としては特異なことと言わねばならない。弾圧下でもとの刊本はまったく失われた。ひそかに写し伝えられた手書きの文書だけがかろうじて残ったのである<sup>(8)</sup>。

やがて幕府はくりかえし禁教令を発する。踏絵が毎年おこなわれるようになる。そのときはキリシタンは信仰を否定して見せねばならない。寺の行事にも参加させられる。そのときの心の痛みを告白したい。そうしてゆるしを得たい。しかしそれはもはやかなわないことになってしまう。それでもなお、「こんちりさん」をおこなうことでかろうじてその苦痛をしのいでいくことができたにちがいない。

『こんちりさんのりやく』によってキリシタンの信仰は支えられた。弾圧の時代に長きにわたってキリシタンの心のよりどころとなったのである。ひとりの司祭もいないという絶望的な状況が継続したなかで、信仰を維持していくために大きな役割をはたした。近代になって信仰の復活がなしとげられる、その原動力のひとつとなった。

かつて信仰がおおやけに認められていた時代、キリシタンを信仰に導いたのは『どちらいなきりしたん』である<sup>(9)</sup>。それは教義の入門書である。しかし禁教令のもとで潜伏したキリシタンを支えたのは『こんちりさんのりやく』であった。

### 3 完全な痛悔という「道」

『こんちりさんのりやく』は何のためにつくられたのか。

次のように説かれる。——神はあわれみ深い。どんな罪人であってもそのあやまちを悔いて立ち直り、そうして救われるようにと願っている。そのために罪を告白する「こんひさん」の秘跡が定められた。だがそこに「ばてる」すなわち神父 *pater* がいない場合があり、言葉が通じない場合もある。それでは「こんひさん」をおこないたくともできない。その時のために、「こんちりさん」すなわち「完全な痛悔」という道が定められたという。原文にいわく、「時として其ところに神父の在合なきか又ハ神父の言語未だ通ぜざるか其外こんひさんの望ありても叶はざる仕合有と<sup>この</sup>きのために此こんちりさんの道<sup>もつて</sup>を以定め給ふもの也」とある<sup>(10)</sup>。

ゴメスは慶長二年(1597)に『日本で教えを説く者の心得』*Avizos para os pregadores em Japão* を著した。イエズス会の宣教師のための指導書である。そこに次の文章がある。「人々がどこにしようとも完全な痛悔という道があることを教えよ。告白する神父がいない場合が頻繁にある以上、完全な痛悔というこの天の薬をおおいに用いるがよい」という<sup>(11)</sup>。救いの「道」がここに示されたのである。それを人々に知らせることこそ『こんちりさんのりやく』がつくられた最大の目的にほかならない。

ゴメスはこの考えをどこから導き出したのか。布教の最前線にいる宣教師たちは、ヨーロッパ社会で信仰されている宗教を、ヨーロッパとはまったく異質な社会に伝えた。日々さまざまな問題が生じたであろう。その実践のなかから導き出された方針であることはもちろん考えられる。切迫した状況下での、やむにやまれぬ選択だったにちがいない。

それにしても、カトリックの教えの本質にかかわることである。おいそれと変更することはできない。トレント公会議以降、儀式の執行はきびしく統制されており、イエズス会はそれに忠実にしたがってきた。前述のイエズス会本部からの通達が日本に届く以前に、教義の細則にかかわる何らかの情報がヨーロッパからもたらされたと推測されている<sup>(12)</sup>。しかしそれがどんなものかは、今のところ明らかになっていない。

### 4 日本の信者のつまづき

『こんちりさんのりやく』はキリシタンにこのうえない福音をもたらした。彼らはキリストの教えに出会い、洗礼をさずかって信者となった。今はその教えにしたがって生きている。いつか永遠の救いにあずかることを頼みに、このつらい世を歩いていくことができる。けれども洗礼をさずかる機会を得られなかった者はどうなるのか。彼らは救われることがないのか。『こんちりさんのりやく』はこの問いに答えたのである。

洗礼をさずかる機会を得られなかった者でも、いつかはさずかろうと思ひ定めて「こん

ちりさん」をおこなうならば、それまでのあやまちをすべてゆるされ救われるという。原文にいわく、「ばぶちずもの望深しと雖授手なきゆへ力に及ばざる時ハ仕合あらバばぶちずもを請べしとの定めを以右のこんちりさんをなすにおゐてハ過し罪科を悉く御赦ありて助け給ふべきもの也」と<sup>(13)</sup>。「ばぶちずも」は洗礼 *baptisma* のことである。これをさずかっている人ならば信者とはいえない。キリスト教徒からすればそれは異教徒である。ポルトガル語で *gentio* という。「ぜんちよ」と呼ばれた。だが、たとえ「ぜんちよ」であってかまわない。教えを聞いて「こんちりさん」をおこないさえすれば救いの機会は得られるという。もちろん教えを聞くことが前提になっている。「切支丹の御教を聴聞したらんぜんちよ」への対応が、ここでは語られている。「こんちりさん」は洗礼をさずかっている人にも有効である。そのことが明言されたのである。

もとよりキリストの教えに出会えなかった人はその限りではない。亡くなった人まではまさか射程に入れていない。キリスト教が広まってひさしいヨーロッパ人には考えもつかないことだろう。しかし日本人はそれではすまされない。亡くなった親兄弟はどうなるのか。結局そこですまずいてしまうのだ。それがくびきになって、いつまでたってもキリスト教が広まらないのである。ザビエルの布教のときからすでにそうだった<sup>(14)</sup>。ところがこの『こんちりさんのりやく』の出現によって新たな光が射してきた。

救いの射程はやがて拡大していくであろう。教えの内容はキリシタンの心中で飛躍していく。そうした教えを受容し、しかもそれを変容させていく下地を、この時代の日本人は十分なまでに用意していたのだ。

## 5 転移による救済の可能性

「こんちりさん」は当時の日本人には新しい言葉である。しかし懺悔はすでに知られた言葉であった。仏教では「さんげ」という。犯した罪を僧侶のまえで告白し、ゆるしを乞う。懺悔は仏教の伝統的な教えのなかにある。中国でも日本でも長い歴史のなかで寺院における儀式として定着し、悔過という名で広まっていた。仏像の前でもおこなわれる。薬師如来をまつる寺では薬師悔過、十一面観音をまつる寺では十一面悔過と称する。宗派によっては現在も継続している。

罪を告白する。それによって罪が減する。自己の滅罪だけではない。それが他者の滅罪にもおよぶと考える。これを廻向という。功德を他者に向けて廻らせることである。これもまた日本仏教の伝統的な教えである。蓄積した善のエネルギーをほかに移すことが可能だという。そうした理念にもとづいている。法要のとき僧侶に経をあげてもらい、亡くなった人の冥福を祈る。これはすなわち読経の功德を故人に届ける行為である。今もそこかしこでおこなわれている。

代受苦という思想もある。代わって苦しみを受けることである。あの世で先祖が苦しめ

られている。その苦患を子孫が代行する。これは儒教倫理の延長上にあり、子の懺悔が亡くなった親に廻向されることと表裏をなしている<sup>(15)</sup>。自己の罪を告白し、その功績を転移させて、亡き肉親を救済する。そうした考え方が日本にはあったのだ。日本人はそれをずっとくりかえしてきた。死んだ者が今さら罪を告白するわけではない。それは生きている者が代わっておこなえばよい。そこにはどんな障りもないのである。

寺院に限ったことではなかった。懺悔の功德が物語に仕組まれ、語り物というかたちで民間にも普及していった。諸国を遊行する高野聖や熊野比丘尼と呼ばれる人々が物語を津々浦々に伝えたのである<sup>(16)</sup>。その多くは室町時代の後半に口承文芸として語られはじめた。近世初期には写本に書きとどめられ、さらに刊本が出版される<sup>(17)</sup>。キリスト教が日本で受容されていく時代にかさなっていた。

## 6 キリシタン時代人の心情

御伽草子のひとつに『三人法師』という懺悔物語がある。成立は室町時代末とされ、西洞院時慶の日記『時慶卿記』慶長十年(1605)の条に「三人僧」とあるのが文献上の初出とされる<sup>(18)</sup>。『さいき』や『高野物語』など近世初期にさかんにつくられた一群の「懺悔物」に属している。

高野山にこもる三人の僧侶が、世を捨てたいきさつを語りあう。そのひとりとは名だたる武家の出である。思うところあって出家の身となり、諸国で修行を重ねていた。ひさしぶりに故郷へもどってみれば、妻は亡くなっていた。あとに残されたおさない姉と弟は父親の顔さえ知らない。ふたりの子は母の遺骨を抱いて「ほうにん寺」へ向かった。その寺の上人に母の遺骨を納めてほしいと願う。姉は上人に告げた。「母を早く浄土へ入らせ給へと回向して給候はゞ、ひとへに御利益にて有べし」とある<sup>(19)</sup>。上人様の功德で母が極楽浄土へ行かれるように廻向してくださいというのだ。それが何よりの「御利益」だという。正保三年板本『三人ほうし』の該当箇所には「御りやく」とある<sup>(20)</sup>。

利益といえば今では「もうけ」のことだが、ここでは意味がちがう。慶長八年(1603)に長崎で刊行された『日葡辞書』には、Riyaku「リヤク」の項に«i[d est], Fitouo sucū»「すなわち、ヒトヲ スクウ」とローマ字表記で記してある。次にポルトガル語で«O saluar, ou liurar os homēs»すなわち「人々を救うこと、あるいは、助け出すこと」という語釈がある<sup>(21)</sup>。この時代に利益は「救い」の意味で用いられていた。同じ年、同じ所で刊行された『こんちりさんのりやく』の「りやく」もその意味にほかならない。

つづいて姉は上人に告げた。みなし子となりはてた今、願いはひとつしかない。早くあの世に行きたい。極楽に咲くという大きな蓮の上で母といっしょに暮らしたい。「母もろともに一つ蓮の台に迎へ給へ」……願いはそれだけだという。まわりにいる人は誰もが涙にくれている。それでもなお、男は親子のきずなを断ち切ったまま高野への道を急いだの

であった。——僧侶の功德で母のために廻向を願う。それがこの時代の救いのありようなのである。

和辻哲郎に「埋もれた日本」という文章がある。キリシタン時代の思想的背景を論じたもので、そこには社寺の由来を語った縁起物語が引かれている。霊験あらたかな神の前世は、むごたらしいまでに傷つけられたものだった。それは苦しんだ神であり、死んでよみがえった神である。そうした物語が人々の身近にあった。十字架にかけられ死んでいく神の姿は、決してめずらしいものではなかった。むしろキリシタン時代の人々には親しいものでさえあったという<sup>(22)</sup>。これはキリスト教が日本に伝えられた時代の宗教観を理解するうえで重要な指摘だと思う。

日本の神と仏は人と異なるものではないという記述が『こんちりさんのりやく』にも見える。前世の善悪を見定め来世の賞罰をあたえることができるのは「御主」だけであり、神仏にその力量はない。「神仏といふはいづれも我等にひとしき人間なれば」とあって、神も仏も人と変わらないからだという<sup>(23)</sup>。神仏に対するこうした理解はこの時代に通有であり、社寺の縁起はもとより、古浄瑠璃や説経、謡曲など中世の文芸に顕著なまでにうかがえる。

説経『をぐり』の冒頭に、美濃の墨俣の八幡神社に祀られた正八幡神の由来を説いていく、「荒人神の御本地を詳しく説きたて広め申すに、これも<sup>ひととせ</sup>一年は人間にてやわたらせたまふ」とある<sup>(24)</sup>。祭神はもと常陸の小栗判官であったと語られた。あるいは、説経『かるかや』の末尾に、筑紫の荳道心の親子が寿命の尽きてのち、「かやうにめでたきともがらをば、いざや仏になし申し、末世の衆生に拝ませんとおぼしめし、信濃の国の善光寺、奥の御堂に親子地藏といはゝれておはします」とある<sup>(25)</sup>。ふたりが善光寺で地藏菩薩として崇められている次第が語られた。

語り物文芸としての説経（説経節あるいは説経浄瑠璃とも呼ばれる）の発生は室町時代以前にさかのぼるが、興行がさかんになるのは江戸初期からとされる<sup>(26)</sup>。そのころの説経者は、社寺の門前や境内など人通りの多いところで籠を擦りながら語って歩いた<sup>(27)</sup>。このときすでに庶民のあいだにもこうした言説は知られていたにちがいない。

本稿の主題に戻れば、キリシタンは「こんちりさん」をおこなえばよくなったのである。「こんちりさんとは<sup>しんじつ</sup>真実に<sup>ふか</sup>深き後悔の事也」と『こんちりさんのりやく』に言う<sup>(28)</sup>。「後悔」の語義については、『日葡辞書』に«Côquai. Nochi cuyamu. Pesar, ou a[r]-repentimento» すなわち「コウクワイ。ノチクヤム。心痛、あるいは悔悟」とある。つづいて«Togauo côquai suru» すなわち「トガラ コウクワイ スル」という文例があり、その意味は«Ter dor, ou contrição dos peccados» すなわち「[心に] 痛みを抱く、あるいは罪の懺悔」であるという<sup>(29)</sup>。ここに懺悔を意味する「こんちりさん」のもとの語 *contrição* が使われていることに注意したい。

「こんちりさん」をおこなう。それは深く懺悔することである。懺悔することで犯した罪はゆるされる。自分が犯した罪ばかりではない。先に逝ってしまった親兄弟の罪もゆるされる。今は亡き御先祖様も救いにあずかれる。もちろんそんなことはどこにも書いてない。書いてなくとも案ずるにはおよばない。日本人にはあまりにも自明の心情がその背後にあったのだから。

これがキリスト教なのか。ヨーロッパのキリスト教からすれば完全な逸脱である。伝来から半世紀が経過すると、いかなる舶来思想も日本人の血肉に染みこむように受けとめられていく。芥川龍之介の小説『神神の微笑』が思い出される。南蛮寺の庭をオルガンティノ神父が歩いていた。いつのまにか、かたわらに老人が立っている。神父は今日も数人の侍が教えに帰依したことを誇ると、老人はつぶやいた。「それは何人でも帰依するでせう。唯帰依したと云ふ事だけならば、この国の土人は大部分悉達多の教へに帰依してゐます。しかし我我の力と云ふのは、破壊する力ではありません。造り変へる力なのです」と<sup>(30)</sup>。悉達多の教えとは仏教のことである。インドの仏教はたしかに私たちの国でつくりかえられていった。老人の(芥川の)言うとおりにかもしれない。

## 7 それはキリスト教ではない？

さかのぼれば、西アジアで生まれたキリスト教は古代の地中海世界へ伝わったときすでに大きな変容をとげている。そこにはギリシア文化やローマ文化との衝突と対立があった。妥協と融合もくりかえされてきた。やがて中世ヨーロッパのケルト世界やゲルマン世界に浸透すると、もはや本来のキリスト教からは想像もできないほどの変容をとげている。教義においても儀式においても信仰生活においてもそのことが言える<sup>(31)</sup>。それは異質な文化圏に宗教が伝わっていく際の宿命でもあろう。

私たちもそうだった。日本人は歴史のなかでさまざまな宗教を受け入れつつそれを変容させてきた。仏教が中国や朝鮮に伝わると、伝わった先で本来の仏教とは似ても似つかないものが次々に生じた。それが日本へもたらされ、さらに新たなものが生みだされていった。たとえば、葬儀にかかわるものは日本では仏教の行事のようになっているが、本来の仏教にはない習俗があまりにも多い。大もとは中国の儒教における先祖のまつりだった。それが仏教に取り入れられて日本へもたらされ、そこでさらに大きな変容をとげた。このことは、私たちが仏教にゆかりあるものと見なしてきた事柄に、ほとんどあてはまるといっても言い過ぎではない。墓も位牌も、お盆も忌日の法要もみなそうである<sup>(32)</sup>。

それは仏教ではない、というのであれば、そのとおりである。それは日本仏教なのであって、インドで生まれた仏教そのままではない。それならば、中国仏教も朝鮮仏教も仏教ではない。もちろん連続するものはある。しかし断絶もきわめて大きい。

日本は外来の文化を受け入れながらも、それをつくりかえていく土壌である。キリスト

教もそうならざるを得なかった。もしかしたら、私たちがキリスト教にかかわると思いきんでいるもののなかにも、それはキリスト教ではない、というものさえあるだろう。たしかにキリシタン時代に信者の数はめざましいほどに増大した。しかし彼らが信じていたのはキリスト教の神ではなかったのかもしれない。人間を超えた存在を許容しない風土。それでいて、草木も人もひとしく成仏するという風土。私たちはそうした風土のなかで暮らしている。「草木国土悉皆成仏」という国文に端的にあらわれているように。

『こんちりさんのりやく』は信者のあいだに写し伝えられていった。写本が残されたのは長崎県の西のはずれの外海と、そこから海をへだてた五島列島である。明治四十二年(1909)に大浦天主堂の主任司祭となった浦川和三郎神父が、外海に伝わるキリシタン時代の予言を聞き取っている。それは伝道師「バスチヤン」の予言と信じられてきた。そのひとつに、「<sup>コンエソロー</sup>聴罪司祭が大きな黒船に乗つて来ると、毎週でも<sup>コンピヤン</sup>告白を申すことが出来る」とある<sup>(33)</sup>。「こんちりさん」に頼らずともよい日がいつか来るというのである。

祈りの言葉である「おらしよ」oratio のなかにも『こんちりさんのりやく』がまぎれこんでいる<sup>(34)</sup>。そうした断片をも含め、現存するテキストを校勘して文献的基礎を構築していく作業をいずれ試みたいと思う。ここではその最初の取り組みとして、プティジャン版本文の翻刻を以下に掲載したい。

## 注

- (1) Romana curia, *Catechismus Catholicae ecclesiae*, Libreria editrice Vaticana, Città del Vaticano, 1997, p.488, § 1855: «peccatum mortale, per gravem legis Dei infractionem, in corde hominis destruit caritatem; hominem avertit a Deo qui finis eius est ultimus eiusque beatitudo, illi unum praeferebat inferius.» カトリック教会のカテキズムのうち「罪」に関する項目は次のように記す。「大きな罪は、神の定めにとむくことにより人の心にある愛を損ない、神に劣る何かを尊ぶあまり、究極に求めるところの至福の存在である神から遠ざかることである」とある。以下の邦訳がある。日本カトリック司教協議会教理委員会訳『カトリック教会のカテキズム』カトリック中央協議会, 2002, p.554. 以下いずれも邦訳があるものはこれを参照しつつ原典から訳していく。
- (2) Henrici Denzinger, *Enchiridion symbolorum definitionum et declarationum de rebus fidei et morum*, Verlag Herder, Freiburg, editio XL, 2005, p.540, § 1677: «esti contritionem hanc aliquando caritate perfectam esse contingat hominemque Deo reconciliare, priusquam hoc sacramentum actu suscipiatur, ipsam nihilominus reconciliationem ipsi contritioni sine sacramenti voto, quod in illa includitur, non esse adscribendam.» トレント公会議の「ゆるしの秘跡の必要性と制定」は次のように記す。「愛によってこの痛悔は完全なものとなり、秘跡を受けるに先立ち人は神のゆるしを得る。ただし秘跡に対する信頼が痛悔のなかに含まれていなければ、神のゆるしは得られない」とある。以下の邦訳がある。浜寛五郎訳『カトリック教会文書資料集』改訂版, エンデルレ書店, 2002, p.294. 以下をも参照。日本カトリック司教協議会新要理書編纂特別委員会『カトリック教会の教え』カトリック中央協議会, 2003, p.217.
- (3) Denzinger, *op. cit.*, pp.537-549, § 1668-93.
- (4) Decretum de presbyterorum ministerio et vita, “Presbyterorum ordinis”, II, i, 5, *Concilio ecuménico Vaticano II, Constituciones, decretos, declaraciones*, Universidad pontificia de Salamanca, Madrid,

2<sup>a</sup> ed., 2014, p.576: «in spiritu Christi pastoris instituunt eos peccata sua corde contrito Ecclesiae in sacramento poenitentiae submittere, ita ut magis magisque in dies ad Dominum convertantur.» 第二ヴァチカン公会議の「司祭の役務と生活に関する教令」は次のように記す。「司祭は牧者であるキリストの精神にもとづき、ゆるしの秘跡において、信者が痛悔の心をもってその罪を教会にゆだねるように教える」とある。以下の邦訳がある。南山大学監修『第2バチカン公会議公文書全集』サンパウロ、1986, p.301; 日本カトリック司教協議会第二ヴァチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳『第二ヴァチカン公会議文書 改訂公式訳』カトリック中央協議会、2013, p.557, § 1254.

- (5) イエズス会東インド管区巡察使アレッシンドロ・ヴァリニャーノ Alessandro Valignano は、1592年に長崎で日本準管区総会を開催し、布教上の諸問題を公式質問状にまとめてイエズス会本部に上奏させた。スペイン・アルカラ大学教授ガブリエル・バスケス Gabriel Vásquez による回答が『日本において解決すべき難問』*Difficiliores casus, quorum resolutio in Japonia desideratur* として示された。ゆるしの秘跡をさずけることが困難な状況にあることに対し、次のような回答があたえられた。「慎重な者の判断に応じて、また、さしせまったわけがあるならば、告白の執行におもむかないことも許容される。ただし告白に代えるしかない状況においては、完全な痛悔をつねにおこなうよう心がけねばならない」と命じる。Jesús López Gay, “Un documento inédito del P. G. Vázquez (1549~1604) sobre los Problemas morales del Japón”, *Monumenta Nipponica*, XVI, 1961, p.144: «Licebit arbitrio prudentis, aliquando non ire ad confessiones audiendas, propter rationes ibidem allatas, curandum tamen est, eos constituere in actibus uerae contritionis, ut in eo periculo aliquando suppleatur confessio propter necessitatem.» 以下の邦訳がある。川村信三訳「日本の倫理上の諸問題について」上智大学中世思想研究所編訳『近世のスコラ学』中世思想原典集成 20, 平凡社, 2000, p.993.
- (6) López Gay, *op. cit.*, p.129.
- (7) 川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義 — キリシタンの精神的支柱としての特異性」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』9号, 2001, p.115; 同「『こんちりさんのりやく』 — キリシタンの心を支えた奇書にみる罪のゆるし」佐久間勤編『救いと恵みのミステリオン — 秘跡の神学と教会の活性化』サンパウロ, 2003, p.271. 刊行からほどなく『こんちりさんのりやく』が影響をあたえたとされる書物がある。1605年(慶長十年)刊行の『サカラメント提要』「付録」第五項と第十八項は、『こんちりさんのりやく』との類似が指摘されている。第五項は標題に「こんひさんを申すべき人、こんちりさんを起こすべきため、すべき教化のこと」«confissamuo mosubeqi fito contriçamuo uocosubeqi tame subeqi qeðqeno coto」とある。第十八項は標題に「死する人にかりだあでと、こんちりさんを起こさする勧めのこと」«xisuru fitoni charidadeto contriçaouo, uocasasuru susumemo coto」とある。これに対応するのは『こんちりさんのりやく』のうち「第四 天主に奉立婦罪人の可申上もふしあぐべきこんちりさんのおらしよの事」であるという。以下を参照。高祖敏明編著『キリシタン版『サカラメント提要 付録』影印・翻字・現代語文と解説』雄松堂書店, 2010, p.175.
- (8) 明治以降の再刊本と依拠した写本の所在は以下のとおりである。カトリック長崎大司教館蔵本『胡無知理佐无之略』プティジャン開板, 1869, 一オ～十四ウ; 浦川和二郎旧蔵本「コンチリサンの略」浦川和二郎『切支丹の復活』後編「附録(一)」日本カトリック刊行会, 1928, pp.861-876; 浦川和二郎旧蔵本「胡無知理佐无之略」松崎寛校訂『明治文化全集』第19巻, 日本評論社, 1928, pp.55-61; 浦川和二郎旧蔵本「胡無知理佐无之略」新村出編『海表叢書南蛮紅毛史料』第1輯, 更生閣, 1930, pp.1-22; カトリック長崎大司教館蔵本「こんちりさんのりやく」片岡弥吉校注、海老沢有道他編『キリシタン書 排耶書』日本思想大系, 岩波書店, 1970, pp.362-380; モンターギュ旧蔵上智大学キリシタン文庫蔵本「こんちりさんのりやく」尾原悟編『きりしたんの殉教と潜伏』キリシタン研究第43輯, 教文館, 2006,

pp.159-179; 上智大学キリシタン文庫蔵本『胡無知理佐无の略』プティジャン版集成第Ⅱ期8, 雄松堂書店, 2012.

- (9) 『どちなきりしたん』は1592年(天正二十年)に天草で刊行されている。これに先立って注目したい史料が豊後在住の修道士ジョアン・フェルナンデスがイエズス会士に送った1561年10月8日付の書簡である。次のように記す。「ミサを受けたのち、毎日交代でキリストの教えの大切なものをひとりが唱え、ほかの者たちがこれに応唱する。すなわち、主の祈り、アヴェ・マリア、使徒信条、サルヴェ・レジナ、以上をラテン語で唱え、また、主の十戒と教会の掟、大罪とこれに対する善行、そして慈悲のおこない、以上を彼らの言葉で唱える。(中略)夜はアヴェ・マリアを唱えたのちに、十四、五人の者たちが集まって十字架の前でひざまづき、この教えをすべて唱えて一時間以上におよぶ。このようにしているので、教えを知らない子もないほどである」とある。“De hũa do Irmão João Fernandez de Búngo, pera os irmãos da Companhia de Iesu, a 8 de outubro de 1561”, *Cartas que os padres e irmãos da Companhia Iesus escreverão dos reynos de Iapão e China aos da mesma Companhia da India, e Europa, desde anno de 1549 até o de 1580*, I, Manoel de Lyra, Evora, 1598, fol.77ro (<https://purl.pt/15229/4>) «Depois de ouuirem sua Missa, diz hum, e respondem os mais mudãose cada dia, e não dizem mais que as cousas principaes da doutrina Christã, s. Pater noster, Aue Maria, Credo, Salue Regina em latim, e os Mandamẽtos de ley de Deos, e da Iglesia, os peccados mortaes, e virtudes contra elles, e as obras de Misericordia em sua lingoa. .... á noite depois das Aue Marias se ajuntão catorze ou quinze, e postos de giolhos diante da Cruz dizem toda a doutrina cantada, que durarã hũa grande hora, e desta maneira não ha minino que não saiba toda a doutrina.» 以下の邦訳がある。松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第Ⅲ期1巻, 同朋舎, 1997, pp.350.

ここに「キリストの教え」«doutrina Christã»として述べているのは、すべて後に刊行される『どちなきりしたん』の内容と対応しており、順序もおおむね等しい。同書の成立に関しては、1566年にポルトガル人イエズス会士マルコス・ジョルジェがリスボンで刊行した教理問答書 *Doutrina cristã* をもとに、日本の事情に即して編纂されたというのが一般的理解である。上記の書簡はジョルジェの著作より5年早く、このときすでに『どちなきりしたん』の内容に対応する教えの概略が日本の教会で伝授されていたとすることができるのではないか。さらにザビエルが作成したとされる教理問答、もしくはイエズス会インド管区長ベルショール・ヌーネスがその補訂を命じた教理書(いずれも現存しない)との関係も考慮すべきであろう。以下を参照。José Miguel Pinto dos Santos (ed.), *Padre Marcos Jorge, sj, Doutrina cristã, escrita em diálogo para ensinar os meninos*, Paulus Editora, Lisboa, 2016, p.12.

- (10) 『胡無知理佐无の略』プティジャン版集成, 前掲書, ニウ。ここに見える「仕合」の語義については、『日葡辞書』に«Xiauxaxe. Opportunidade, ou ocasião, ou successo bom, ou mau»とあり、「機会、あるいは、場合、あるいは、良い成り行き、あるいは、悪い成り行き」を意味する。*Vocabulario da lingua de Iapam com adequação em Portugues*, Collegio de Iapam de Comopanhia de Iesus, Nangasaki, 1603, fol.298vo.; 『キリシタン版日葡辞書 カラー影印版』勉誠出版, 2013, p.608. 以下の邦訳がある。土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳 日葡辞書』岩波書店, 1980, p.758.
- (11) 原書はポルトガル共和国アジュダ宮殿附属図書館に所蔵されている。本文中の試訳は、アルバレス・トラドリスによる以下のスペイン語訳から重訳した。José Luiz Alvarez-Taladriz, “Avisos y reglas de los predicadores de la Compañía de Jesús en Japon”, *Biblia*, XXXIX, 1968, p.24, «si cayeren en él no se dejen estar caidos mas enseñándoles el camino de la contricción, persuadiéndoles que usen mucho de la celestial medicina de la contricción donde quiera que estuvieren, pues muchas veces no han de tener Padres para confesarse, y sabiendo bien este camino de la contricción se podrán salvar.»

- (12) 川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義」前掲論文, p.114.
- (13) 『胡無知理佐无の略』前掲書, 十四ウ。
- (14) ザビエルがヨーロッパのイエズス会士に送った 1552 年 1 月 29 日付の書簡は次のように記す。「日本の信者が心を痛めていることがある。地獄に堕ちた者は救いようがないのだと告げると、彼らはおおいに悲しむ。亡き父母や妻子、他の者たちを思い、あわれんで深く悲しむのである。多くの者が涙を流し、施しや祈りの力で亡くなった人を救うことはできないのかと尋ねる。その人たちを救うことはできないのだと私は答える」とある。Felix Zubillaga (tr.), *Cartas y escritos de San Francisco Javier*, Biblioteca de autores cristianos, Madrid, 1979, p.401, núm.96, “A sus compañeros de Europa, Cochin, 29 de enero 1552”, § 48: «Un desconsuelo tienen los cristianos de Japón, y es, que sienten en gran manera el que digamos que los que van al infierno, no tienen ningún remedio. Sienten esto por amor de sus padres y madres, mujeres, hijos y de los otros muertos pasados, teniendo de ellos piedad. Muchos lloran los muertos, y me preguntan si pueden tener algún remedio por vía de limosnas y oraciones. Yo les digo que ningún remedio tienen.» 以下の邦訳がある。河野純徳訳『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』平凡社, 1985, p.543.
- (15) 代受苦の思想の基底に儒教倫理があることはまちがいないが、六朝時代には仏教や道教に取り入れられて民間に普及した。後者においては先祖の苦患を除去する呪法が考案されている。以下の拙著を参照されたい。菊地章太『神呪経研究 — 六朝道教における救済思想の形成』研文出版, 2009, p.186.
- (16) 五来重「修験道文化について(二)」『山岳宗教史研究叢書』第 15 卷, 名著出版, 1980; 再録『修験道霊山の歴史と信仰』五来重著作集第 6 卷, 法藏館, 2008, p.376.
- (17) 本文で後述する『三人法師』に関しては、版本は古くは寛永頃覆古活字版と寛永頃整版丹緑本がある。以下を参照。松本隆信「三人法師」『日本古典文学大辞典』第 3 卷, 岩波書店, 1984, p.134.
- (18) 時慶記研究会編『時慶卿記』第 4 卷, 臨川書店, 2013, p.29 「[三月七日] 一内儀ニハ七十五日目ニテ御灵宮へ被詣、願果御百度、終日物語共一覽、昨日ハ月光花満、今日ハ三人僧、富士人穴、丹波国医カテウノ物語、一女房ノ法華経読誦ヲ或僧無益ト云シ過ニヨリ無間へ落ル事、自讃哥注等也」  
以下を参照。島津久基『お伽草子』「解説」岩波書店, 1936, p.8.
- (19) 市古貞次校注『御伽草子』日本古典文学大系, 岩波書店, 1958, p.456.
- (20) 東京大学総合図書館霞亭文庫所蔵正保三年板本『三人ほうし』(<https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/katei/document/19ced0b2-220b-4fa3-ab46-a44a25b6373c>) 二十七ウ「母を早くじやうどへいらせ給へとゑかふして給候はゞひとへに御りやくにて有べし」
- (21) *Vocabulario da lingua de Iapam, op. cit.*, fol.211vo.
- (22) 和辻哲郎「埋もれた日本 — キリシタン渡来時代前後における日本の思想的状況」『中央公論』1951 年 3 月号; 再録『和辻哲郎全集』第 3 卷, 岩波書店, 1962, p.392.
- (23) 『胡無知理佐无の略』前掲書, 四オ〜ウ「御主我等前生の善惡われらぜんよふぜんあくに隨て來世したがつらいせの苦樂賞罰しよげつおんあたの御與へて也なり。神佛かみとけといふはわれらいづれも我等われらにひとしき人間にんげんなれば、前世ぜんせ後世こうせを計はからい我等われらの賞罰しよげつを興あつてふる事は曾あつて而叶あつてわずと云事」
- (24) 室木弥太郎校注『説経集』新潮日本古典集成, 1977, p.211.
- (25) 同書, p.77.
- (26) 関山和夫『説教の歴史的研究』法藏館, 1973, p.404; 同『説教の歴史 — 仏教と話芸』白水社, 1992, p.155.
- (27) 『説経集』前掲書, p.397.
- (28) 『胡無知理佐无の略』前掲書, 二ウ。
- (29) *Vocabulario da lingua de Iapam, op. cit.*, fol.58vo. 文禄四年(1595)に天草で刊行された『羅葡日辞書』には、confessio の項に «Lus. Confissão. Iap. Sanguê [懺悔], [ve], facujô, [ve],

- xingiñuo arauasu coto nari.」とある。*Dictionarium Latino Lusitanicum, ac Iaponicum*, Collegio Iaponico, Societas Iesu, Amacusa, 1595; 『フランス学士院本 羅葡日対訳辞書』清文堂出版、2017, p.148.
- (30) 芥川龍之介『神神の微笑』1922; 再録『芥川龍之介全集』第5巻, 岩波書店, 1977, p.185.
- (31) 詳細は以下を参照されたい。拙著『ユダヤ教 キリスト教 イスラーム — 一神教の連環を解く』ちくま新書, 2013.
- (32) 拙著『葬儀と日本人 — 位牌の比較宗教史』ちくま新書, 2011; 同『位牌の成立 — 儒教儀礼から仏教民俗へ』東洋大学出版会, 2018.
- (33) 浦川和三郎『切支丹の復活』前編, 日本カトリック刊行会, 1927, p.309.
- (34) 五島に伝わる「おらしよ」に『こんちりさんのりやく』の一部が片仮名で写してある。マリア観音が保持された外海と五島、さらに天草には教会暦と「こんちりさん」の「おらしよ」が伝えられたという。パリ外国宣教会所蔵の写本も外海もしくは五島から出たものと推測されている。以下を参照。田北耕也『昭和時代の潜伏キリシタン』日本学術振興会, 1954, pp.449-456; 若桑みどり『聖母像の到来』青土社, 2008, p.347; ドベルク美那子「新出かくれキリシタン遺物をめぐって — パリ外国宣教会所蔵の古写本『こんちりさんのりやく』」『キリシタン文化と日欧交流』勉誠出版, 2009, p.187.

## 補遺 『胡無知理佐无の略』翻刻

### 【例言】

- 一、プティジャン版『胡無知理佐无の略』を翻刻した。底本は以下のとおりである。上智大学キリシタン文庫所蔵本『胡無知理佐无の略』プティジャン版集成第1期8, 雄松堂書店, 2012.
- 一、行頭の数字は本文の行数である。
- 一、本文に句読点はない。句点のみ筆者が補足した。
- 一、略字や俗字をふくめ異体字はすべて正字に改めた。
- 一、誤写と思われる文字は訂正せずにそのまま翻刻した。[ ] は筆者の補足である。
- 一、振り仮名はすべて翻刻した。同じ文字でも振り仮名はかならずしも一定していない。また、歴史的仮名遣いの通則にそぐわないものもあるが、すべてそのままとした。
- 一、校異に用いた写本の校訂本は以下のとおりである。大浦天主堂カトリック長崎大司教館所蔵本「こんちりさんのりやく」片岡弥吉校注、海老沢有道他編『キリシタン書 排耶書』日本思想大系, 岩波書店, 1970 (以下、aと略記する)。モンターギュ旧蔵、上智大学キリシタン文庫所蔵本「こんちりさんのりやく」尾原悟編『きりしたんの殉教と潜伏』キリシタン研究第43輯, 教文館, 2006 (bと略記)。漢字と仮名の表記については問題とせず、本文の相違のみを取りあげた。
- 一、注には『胡無知理佐无の略』の原刊本が出版された時代の文献にもとづく語釈、ならびに対応する文章を示した。
- 一、語釈に用いた文献および影印本は以下のとおりである。*Dictionarium Latino Lusitanicum, ac Iaponicum*, Collegio Iaponico, Societas Iesu, Amacusa, 1595 [DLLI と略記]; 『フランス学士院本 羅葡日対訳辞書』清文堂出版, 2017; *Vocabulario da lingua de Iapam com a declaração em Portugues*, Collegio de Iapam de Comopanhia de Iesus, Nangasaki, 1603 [VII と略記]; オックスフォード大学ボードレイ図書館所蔵本『キリシタン版日葡辞書 カラー影印版』勉誠出版, 2013. 本稿の訳語は以下の邦訳を参照しつつ原典から訳出した。土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店, 1980.
- 一、上記文献中の & は et もしくは e、&c は etc、f は s、B は ss に変換した。I (J)、u (v)、V (U) はそのままとした。動詞は語根 (連用形) と現在形 (終止連体形) のみ掲げ、口語過去形はプティジャン版本文に現れないため省いた。見出し語の片仮名による音写については疑問点

がいくつかある。長母音の開音 (ø) と合音 (ø) の区別は揺らぎがあり、いずれも「ウ」で示した。入声音 (i) は平仮名の「つ」で示した。以下をも参照。森田武『日葡辞書提要』清文堂出版, 1993, p.184; 中野遙『キリシタン版日葡辞書の解明』八木書店, 2021, p.205.

- 一、f は folio (丁数)、r は recto (表)、v は verso (裏)、lat. は latina lingua (ラテン語)、por. は portugûês (ポルトガル語)、lac. は lacuna (欠落) の略記である。

01 御出生以來千六百三年慶長八卯四月下旬 [一オ]

02 こんちりさんの略

[第一段落]

- 03 人の上に大事の中の一大事といふは靈魂の扶かりといふ事。因茲 これによりて
- 04 一切人間の御扶手にて在す御身耶穌の御金言にいかに入 ひと
- 05 偏界を掌に握るといふ共其身のあにまを失はば何之益ぞ なんのえき
- 06 と宣へり。又あにまの助かりを如何成財寶にも豈替んやと宣 のたま
- 07 へり。されば此あにまの助かりのために勝れたる勤といふはこんちり つとめ
- 08 さんとて眞實の後悔なり。かるがゆへに此書を二様のことを ふたさま
- 09 志して記すもの也。壹つには此覺悟何れの切支丹の爲にも きりしたん
- 10 なるといへども別而こんひさんを聞るべき神父のなき所は ところ
- 11 科に落たる切支丹此書を讀明らめ教の如く勤めば其科を ごと
- 12 赦され天主のがらさを蒙り奉り終に天の快樂を請奉る うけ
- 13 べき道を知らせんため也。弐つには何れの道にても死する [に] [一ウ]
- 14 おいては人の最期の勸をなすべき人此書を讀聞する歟 よみか
- 15 又は此趣を語り聞する歟を以人のあにまを導かし みちび
- 16 めん爲也。是別而こんゑそる無所にてすぐれたる勤 つとめ
- 17 なり。爰に心得べき事あり。死するに近き人は未だ其隙あら ひま
- 18 ば此一巻を悉く示すべし。若早時窮り暇なきにおゐては ひま
- 19 初めの一ヶ條の内第三第四の心得と第二ヶ條第四ヶ條の こと
- 20 理りを讀聞するべし。但し又是相叶はぬ程の急死な きうし
- 21 らば責て第四箇條目に載る處のおらしよを勸 すゝむ
- 22 べし。若其人口禁り此おらしよを申事も叶はぬに於ては おひ
- 23 心中に斯唱へよと示すべし。此如最期近きあにまに力を添 そへ
- 24 すゝめをなす事、天主の御前にて其功德信心無量なり。夫を それ
- 25 如何にと云に、是等の所作は、ぜずす人のあにまを助け給ふ道の船橋と [二オ]
- 26 なる事也。豈等閑ならん哉。

[二]

- 27 第一 こんちりさんの上に於てなすべき四ヶ條の心得の事 こと
- 28 第一心得といふはぜずすは御憐み深く在す我等人間の御親成が おやなる
- 29 故に如何成罪人も其科を悔み悲しみ悪を改め善に歸して ぜん
- 30 扶かれがしと思召而已なり。これに依てぜんちよの時作と造りし つく
- 31 罪科を赦し給わんためにばぶちずものさがらめんとを御定 さだめ
- 32 たまひ其御功德を請奉るを以て罪と沈みしものを不殘消 のこらずせう
- 33 滅して罪の代りに可受苦患をも達して御赦し給ふもの也。 ゆる
- 34 猶如上に人の淺間敷身の習はしにてばぶちずもの以後又 いご
- 35 科に落べき事を憐み給ゐて其後悔の爲にこんひさんの秘蹟を さがらめんと
- 36 定め置給ふもの也。かるが故にいかなる罪科たりといふとも さだめ

37 御名代と定給ふこんゑそるに教のまゝに達してこんびさんを〔二ウ〕  
 38 申に於ては所有罪過を悉く赦し給ふべき事何の疑あらんや。  
 39 依之誰なりともばぶちずもの以後もるたる科に落たらん  
 40 程の人は其科の御赦を蒙るべきためにこんびさんを申す  
 41 して叶はぬといふことを能辯へよ。然れども時として其ところに  
 42 神父の在合なき歟又は神父の言語未だ通ぜざる歟其外こん  
 43 ひさんの望ありても叶わざる仕合有とよきのために此こん  
 44 ちりさんの道を以定め給ふもの也。こんちりさんとは眞實に  
 45 深き後悔の事也。然ればいか成悪虐極りたるきりしたん  
 46 なりといふとも心に眞實のこんちりさんを催しこんびさんを  
 47 申べき仕合あらん時は必らず申べしと思ひ定むるにおいては  
 48 假令當座にこんびさんを申さずとも有程の罪科を悉く  
 49 赦し給ひてがらさを賜るべきもの也。斯のごとき深き後悔達して〔三オ〕  
 50 重ねてもるたる科に落さる内死するにおいては其人のあにま扶かる  
 51 べき事うたがひなし。是に付て偽給ふ事叶給はざるぜすの  
 52 御辞に何時にてもあれ悪人の其身の科を心の底より悔悲むに  
 53 おいては其科を御赦免し給ふとの御約束なり。然れば何れの  
 54 きりしたんも眞實のこんちりさんの催しを能々知るべき事  
 55 肝要なり。此儀は則此巻の第二ヶ條目にあり。

## 〔三〕

56 第二の心得といふは人或は病氣に犯さるる歟或は陣鬪に赴く歟  
 57 或は船渡りする歟何れにても如此命の危き事に懸らんとよ  
 58 其身にもるたる科ありと辯へこんびさんを申さんと望めども  
 59 こんゑそるの仕合なきにおいては則此こんちりさんを催さず  
 60 して叶はぬこと也。壹つには誰もあにまの助かりを歎き求めず  
 61 して叶わざる事なれば也。弐つには何れの人も肝要成時はこん〔三ウ〕  
 62 ちりさんをなせとの御掟なれば也。肝要なる時といふは右にいひ  
 63 し時の事也。爰にまた心得べき一大事あり。縦死するに近からずと  
 64 いふとも何時にても科に落たりと心得においては時日を移さず  
 65 即時に善に立上るべき事也。其故はもるたる科有ながら  
 66 死せば助かる事曾而叶わざれば人の上にいふ何時死期來る  
 67 べきもしれざれば也。即時に善に立上るべき道といふはこんひ  
 68 さん叶はぬにおいてはこんちりさんの外になしと能心得よ。然時は  
 69 後生を願ふべき程のものは各此道をころにかけずんば  
 70 あるべからず。

## 〔四〕

71 第三の心得といふは此こんちりさんを以科の御赦しを蒙るべき  
 72 爲には先ひです堅固なくして叶わぬ事也。ひですなくして  
 73 科をゆるされ御内證に叶ひ奉るといふ事は曾而なし。此ひですは〔四オ〕  
 74 常になくして叶わざる事ながら取別肝要成時は猶強く有  
 75 べし。夫といふは最期の時天狗は別而ひですを失わせんと歎く者  
 76 なり。是によりて心中にか言葉に出して歎いふべきにはゑきれんじや  
 77 の御教を皆誠なりとひですに請たてまつる也。若此度は死後を  
 78 差延らるゝとも又臨終の際まで此御教を捨る事あるべからずと申て

- 79 新あらたに其その覺悟かくごをすゆべきもの也。其しん信しんずべき一いっ々の條目じょうもくといふは  
 80 先有まづとあらゆる物の御作者御主天主御一體ごいつたいにて在まします  
 81 といふ事。并ならびに此天主萬事を計らみ中にも一切人間の後生ごしよう  
 82 の御扶すなわち手にてまします則すなわちばらいぞに至るべき道を教しへ  
 83 導みちびき給ふといふ事。又此御主我等前生の善惡ぜんあくに隨したがて  
 84 來世の苦樂賞罰の御與へて也。神佛かみほとけといふはいづれも  
 85 我等にひとしき人間なれば前世後世を計らい善惡の賞罰しょうばつ [四ウ]  
 86 を與ふる事は曾而叶わずと云事。又此萬物の御作者御計ごけい  
 87 手にて在まします天帝の御性體は唯御一體にて在ましませとも懽德  
 88 助費略斯彼利多三多とて三つのべるそなと申し奉る事あり。  
 89 ばてるとは御親ひりよとは御子すびりとさんと、は御親と御子と  
 90 より出給ふべるそなにて在す也。かるが故に天主ばてるも天主  
 91 ひりよも天主すびりとさんとも天主にて在せども天主三體にて  
 92 ましますに非ず唯御一體也といふ事。又天主ひりよは人を助たすけ  
 93 給わんが爲に人界を請させられ童身のさんたまりやより  
 94 生れ給ひ人に助かる道を教しへさせられ終には我等人間の  
 95 罪障の代りとして御自由の御上より悪人の手に渡り給ひ  
 96 種々の御苦患を凌ぎ給ひ十字架に懸り死し給ふと云事。  
 97 又世の終りに一切人間を元の肉身に復活らせ給ひ御身直に天降あまく降り [五オ]  
 98 たまひて壹人宛の善惡を御糺し有て苦樂を夫々に宛行あた  
 99 わるべきといふ事。所詮天主人の科を免し給ひがらさを與へ  
 100 給ひあにまを扶け給ふ事の由來の儀は此御扶手にて在ます  
 101 耶蘇の御功力に依事也と云事。扱此耶蘇と奉まつ申は誠の  
 102 天主眞の御人にて在すと云事。是等皆ひですに請奉る  
 103 べき條々なり。(以下、次号)

## 校異および語釈

- 01 「出生」 a b 「出世」  
 02 「こんちりさん」 *por. contricção* 痛悔。  
 02 「略」 a b 「りやく」 VII f.209r «Riacu. *Recopilação. V[el]ut, Riacusuru. Abreuiar, ou recopilar.*»  
 「リヤク。要略。例文、リヤクスル。短縮する、あるいは、要点をまとめる」 VII f.211v  
 «Riyaku. i[d est], Fitouo sucũ. *O saluar, ou liurar os homê[n]s.*» 「リヤク。すなわち、ヒトヲス  
 クウ。人々を救うこと、あるいは、助け出すこと」。プティジャンは「りやく」を前者の「略」  
 すなわち「要略」の意に解したが、後者の「利益」すなわち「救い」の意であろう。詳細は  
 論考本文を参照されたい。

## 【第一段落】

- 03 「靈魂」 *lat. por. anima* 魂。慶長三年(1598)版国字本『サルバートル・ムンヂ』巻末の洋語  
 解「ことばの心」に「あにま。にんげんのちゑいのちのしやうたい [性体] 也。これしきし  
 ん [色身] をはなれてもらいせ [来世] にをひてをはりなくいきながらへぜんあくのへんほ  
 う [返報] をうくるたい [体] 也」とある。南欧所在吉利支丹版集録『サルバートル・ムン  
 ズ』雄松堂書店、1978、二十六オ。  
 03 「扶たすかり」 a b 「たすかる」 VII f.242r «Tasucari. *Saluação.*» 「タスカリ。救済」  
 04 「一切」 b 「一才」  
 04 「扶たすけ手」 VII f.242r «Tasuqete. *Saluador, ou liurador.*» 「タスケテ。救済者、あるいは、解放者」

- 04 「耶穌」 b 「ぜす」 *por.* Jesus イエス。
- 05 「偏界」 a 「べんかい」 b 「べんがん」 *VII* f.85v «Fencai. Amanei xecai. i[d est], Xecai. *Todo o mundo.*» 「ヘンカイ。アマネイセカイ、すなわち、セカイ。全世界」
- 05 「掌」 a 「たな心」 b 「たなこゝろ」
- 06 「助かり」 a 「たすかりをば」
- 07 「勤」 *VII* f.251r «Tçutome. *Obra de ler liuros, ou orar, ou que pertence a salvação.*» 「ツトメ。書物を読む仕事、あるいは、祈ること、あるいは、救済に関わるおこない」
- 08 「後悔」 b 「くうわい」 *VII* f.58v «Côquai. Nochi cuyamu. *Pesar, ou a[r]rependimento. V[elut], Togaou côquai suru. Ter dor, ou contrição dos peccados.*» 「コウクワイ。ノチクヤム。苦悩、あるいは、悔悟。たとえば、トガヲ コオクワイ スル。[心に] 痛みを抱く、あるいは、罪の懺悔」
- 08, 11, 14 「此書」 a 「此しよ」 b 「此所」
- 09 「志して」 a 「心ざして」 b 「こゝろさして」
- 09 「切支丹」 *por.* christão キリスト教徒。
- 10 「こんひさん」 a b 「こんびさん」 *por.* confissão, *lat.* confession, *DLLI* p.148 «*Lus. Confissão. Iap. Sangue, [ve]l, facujö, [ve]l, xingüno arauasu coto nari.*» 「葡。告白。日。サンゲ [懺悔]、あるいは、ハクジョウ、あるいは、シンジンヲ アラワス コト ナリ」。『サルバートル・ムンヂ』二十六オ 「こんひさん。ぱあてれにわがとがをあらはすこと也」
- 10 「神父」 a 「ばあてれ」 b 「はうてれ」 *lat.* pater 司祭。
- 11 「教」 a 「おしゑ」 b 「をしゑ」
- 12 「赦され」 b 「いるされ」
- 12 「天主」 a 「ぜすゝ」 b 「せすゝ」 *lat.* Deus 神。
- 12 「がらさ」 *por.* graça, *lat.* gratia, *DLLI* p.317 «*Lus. Beneficio. Iap. Vöxö.*» 「葡。恩寵。日。オンショウ [恩賞]。『サルバートル・ムンヂ』二十七オ 「がらさ。でうすよりあにまにあたへくださるゝごかうりよく [合力 cf.199] 也。またはあにまをでうすのごないせう [内証 cf.73] にあひかなはするぜんどく [善徳] のこと也。このぜんどくはでうすよりあたへくださるゝなり」
- 14 「最期」 b 「さいこ」 *VII* f.216r «*Saigo. i[d est] Xinuru toqi. Hora da morte*» 「サイゴ。すなわち、シマルトキ。死去の時」
- 14 「勸」 *VII* f.232v «*Susume. Persuasão.*» 「ススメ。説得」
- 14 「讀聞する歟」 a 「きかするか」 b 「よみきかせするか」
- 15 「趣」 *VII* f.281r «*Vomomuqi. Teor, ou su[b]stancia como dalgüa carta, recado, etc.*» 「ヲモムキ。誰かの書簡や伝言などの内容、あるいは、要点」
- 15 「導かしめん爲也」 a 「みちびかせん爲也」 b 「みちじかせんため也」
- 16 「こんゑそる」 a b 「こんゑそうる」 *lat. por.* confessor 聴罪司祭。『サルバートル・ムンヂ』二十六ウ 「こんへさうる。こんひさんをきゝたまふばあてれのこと也」
- 17 「心得べき」 b 「こゝろゑべき」
- 19 「第三第四の心得」 b 「大二大四の所ゑ」
- 20 「理り」 a 「事わり」
- 20 「急死」 b 「びうし [病死]」
- 21 「責て」 *VII* f.295r «*Xemete. Ao menos, ou polomenos [pelo menos].*» 「セメテ。少なくとも、あるいは、最小限」
- 21 「おらしよ」 a 「おらつしよ」 b 「をしよ」 *lat.* oratio, *DLLI* p.531 «*Lus. Oracão com que pedimos algüa cousa a Deos, etc. Iap. Qinen, tanomi, negai.*» 「葡。神等に何かを願う祈り。日。キネン [祈念]、タノミ、ネガイ」

- 22 「若<sup>もし</sup>其<sup>くちこも</sup>人口<sup>まへ</sup>禁<sup>こも</sup>り此<sup>こ</sup>おらしよを申<sup>ま</sup>事も叶<sup>お</sup>はぬに於<sup>お</sup>ては心<sup>こ</sup>中に斯<sup>か</sup>唱<sup>か</sup>へよと示<sup>し</sup>すべし」文禄二年(1593)天草で出版されたと推定される『ばうちずもの授けやう』に「其<sup>その</sup>身<sup>み</sup>口<sup>くち</sup>ごもりたる故<sup>ゆ</sup>こんひさんを申<sup>ま</sup>事<sup>こと</sup>かなはずは力<sup>ちから</sup>に及<sup>およ</sup>ばぬ儀<sup>ぎ</sup>なるか故<sup>ゆ</sup>にあやまりにならず。かやうの時はこんちりさんのこうくわひ悲<sup>かな</sup>みを以<sup>も</sup>て科<sup>か</sup>の御<sup>ご</sup>赦<sup>じや</sup>しを蒙<sup>ま</sup>り奉<sup>ほう</sup>るべし」とある。天理図書館善本叢書<sup>そうしよ</sup>和書<sup>わしよ</sup>之<sup>の</sup>部<sup>ぶ</sup>第<sup>だい</sup>38<sup>じ</sup>卷<sup>巻</sup>『きりしたん版<sup>ばん</sup>集<sup>しゆ</sup>一<sup>いつ</sup>』八木書店, 1976, p.26.
- 22 「口<sup>くち</sup>禁<sup>こも</sup>り」 b 「口<sup>くち</sup>こも」 VII f.62v «Cuchigomori, ru. *Tolherse a falla, ou emmudecer.*» 「クチゴモリ、[クチゴモ]ル。口<sup>くち</sup>がきけなくなる、あるいは、言葉<sup>ことば</sup>が不<sup>ふ</sup>自由<sup>じゆう</sup>になる」
- 23 「最<sup>さい</sup>期<sup>ご</sup>近<sup>ちか</sup>きあにまに」 a 「さいごちかきものあにまに」 b 「オごちかき物のあにまに」
- 24 「御<sup>ご</sup>前<sup>ぜん</sup>にて」 a 「御<sup>ご</sup>まへ」 b 「御<sup>ご</sup>前に」
- 24 「信<sup>しん</sup>心<sup>しん</sup>」 a 「しんじ」 b 「じんし」
- 25 「是<sup>これ</sup>等<sup>ら</sup>の所<sup>しよ</sup>作<sup>さ</sup>は」 b lac.
- 25 「船<sup>ふね</sup>橋<sup>はし</sup>」 VII f.108r «Funabaxi, *Ponte feita de embarcaçoês.*» 「フナバシ。船<sup>ふね</sup> [数<sup>かず</sup>艘<sup>そう</sup>] でこしらえた橋<sup>はし</sup>。」
- 26 「等<sup>ひな</sup>閑<sup>ざり</sup>」 VII f.179r «Nauozarina. [ve]l, nauozarino. *Cousa mediocre, ou de pouco mais, ou menos.* Nauozari narazu. *Grandemente, ou fora do ordinario.*» 「ナヲザリナ、または、ナヲザリノ。つまらないこと、あるいは、多<sup>おほ</sup>かれ少<sup>おほ</sup>なかれのこ<sup>こと</sup>。ナオザリ ナラズ。大<sup>おほ</sup>いに、あるいは、並<sup>なら</sup>外<sup>がわ</sup>れて」
- [二]
- 27 「上<sup>うへ</sup>に於<sup>お</sup>て」 a b 「上<sup>うへ</sup>について」
- 28 「ぜずす」 a 「ぜすゝ」 b 「せすゝ」 cf. 04
- 29 「悔<sup>く</sup>み」 a 「くい」
- 29 「悲<sup>かな</sup>しみ」 b lac.
- 30 「思<sup>おぼ</sup>召<sup>め</sup>而<sup>の</sup>已<sup>み</sup>」 b 「をほしめすまゝ」
- 30 「ぜんちよ」 *por. gentio* 異<sup>い</sup>教<sup>きやう</sup>徒<sup>た</sup>。
- 31 「ばおちずも」 a 「ばうちいすも」 b 「ばうちずも」 *por. baptismo* 洗<sup>せん</sup>礼<sup>れ</sup>。
- 31 「さがらめんと」 *por. sacramento* 秘<sup>ひ</sup>蹟<sup>せき</sup>。『サルバトール・ムンヂ』二十六ウ「さからめんと。おんさづけのこと也。このおんさづけは七あり」
- 33 「代<sup>かわ</sup>りに可<sup>う</sup>受<sup>くべき</sup>」 a 「かわりにかくべき」 b 「かわりうくべき」
- 33 「苦<sup>く</sup>患<sup>けん</sup>」 VII f.63v «Cuguen. Curuximi, curuximu. *Tormē[n]tos.*» 「クゲン。クルシミ、クルシム。苦<sup>く</sup>惱<sup>なう</sup>」
- 33 「御<sup>ご</sup>赦<sup>じや</sup>し給<sup>ゆる</sup>ふ」 a 「御<sup>ご</sup>ゆるしなさるゝ」
- 34 「淺<sup>あ</sup>間<sup>ま</sup>敷<sup>き</sup>」 VII f.13r «Asamaxij. *Cousa miseravel, ou lastimosa.*» 「アサマシイ。みじめなこと、あるいは、哀<sup>あは</sup>れなこ<sup>こと</sup>」
- 35 「こんびさん」 a b 「こんびさん」 cf. 10
- 35 「秘<sup>ひ</sup>蹟<sup>せき</sup>」 cf. 31
- 37 「名<sup>な</sup>代<sup>だい</sup>」 VII f.161r «Miödai. *O que està em lugar de outro, ou lugar tenente.*» 「ミヨウダイ。他人<sup>たにん</sup>の代<sup>だい</sup>わりになる人<sup>ひと</sup>、あるいは、代<sup>だい</sup>理<sup>り</sup>となる人<sup>ひと</sup>」
- 37 「こんゑそるに」 a 「こんゑそうるに」 b 「こゑそう [以下 lac.]」
- 39 「もるたる科<sup>か</sup>」 *por. mortal* 死<sup>し</sup>すべき。『サルバトール・ムンヂ』二十六ウ「もるたる科<sup>か</sup>。あにまを、はりなきくるしみにおとすほどのとが也」
- 41 「時<sup>とき</sup>として其<sup>その</sup>ところに神<sup>かみ</sup>父<sup>ちち</sup>の在<sup>あ</sup>り合<sup>あ</sup>ひなき歎<sup>なげ</sup>……此<sup>この</sup>こんちりさんの道<sup>みち</sup>を以<sup>も</sup>て定<sup>さだ</sup>め給<sup>たま</sup>ふもの也」『ばうちずもの授けやう』 p.25sq. 「たゝしはあてれ有<sup>あ</sup>り合<sup>あ</sup>ひはぬ故<sup>ゆ</sup>か (中<sup>ちゆう</sup>略<sup>りやく</sup>) かやうの時はこんちりさんのこうくわひ悲<sup>かな</sup>みを以<sup>も</sup>て科<sup>か</sup>の御<sup>ご</sup>赦<sup>じや</sup>しを蒙<sup>ま</sup>り奉<sup>ほう</sup>るべし」
- 42 「在<sup>あ</sup>り合<sup>あ</sup>ひ」 VII f.12v «Ariai. *Acharse presente a algũ[m]a cousa. Item, Acertar de achar, ou auer à mão.*»

- 「アリアイ。あるものの前にいる。または、いあわせる、あるいは、手元にある〔手近にいる〕」
- 43 「仕合」 VII f.298v «Xiaouaxe. *Opportunidade, ou ocasião, ou successo bom, ou mau.*» 「シアウァセ。機会、あるいは、場合、あるいは、良い成り行き、あるいは、悪い成り行き」
- 44 「道を以定め」 a 「みちをさだめ」 b lac.
- 46 「催し」 VII f.168v «Moyouoxi, su. *Excitar, ou mouer.*» 「モヨヲシ、〔モヨヲ〕ス。励ます、あるいは、促す」
- 48 「當座」 a 「其とうぎ」 b lac.
- 49 「賜るべき」 a 「くださるべき」 b lac.
- 51 「叶給はざる」 a 「かないたまわん」 b lac.
- 52 「心の底より」 a 「心より」 b 「心よう」
- 52 「悔悲む」 a b 「くいかなしむ」
- 53 「御赦免し給ふ」 a b 「御しやめんなさるべし」
- 53 「赦免」 VII f.292r «Xamen. Yuruxi. *Perdão. Xamen suru. Perdoar, ou dar perdão.*» 「シャメン。ユルシ。赦し。シャメンスル。容赦する、あるいは、赦しを与える」
- 54 「催し」 VII f.168v «Moyouoxi. *Feruor, ou aparelho dalgũ[m]a cousa.*» 「モヨヲシ。ある事への衝動、あるいは、その用意」

## [三]

- 56 「陣闘」 VII f.125r «Gintō, Coguchi. *Conflicto, ou principio da batalha.*» 「ゼントウ。コグチ〔虎口〕。衝突、あるいは、戦闘のはじめ〔緒戦〕」
- 57 「船渡り」 a 「ふねわたり」 VII f.352r «Funavatori, V[elu]t, Funavatoriuro suru. *O passar em embarcaçam algum mar, ou rio.*» 「フナワタリ。例文、フナワタリヲスル。海、あるいは、川を船で渡る。」
- 57 「如 此 命の危き事」 a 「かくごいのちあやうく事」
- 58 「申さんと」 a 「申さばやと」
- 59 「こんゑそるの仕合なきに」 a 「こんゑそうるなきに」 b 「こんゑさうるなきに」
- 60 「壹つには」 a b 「これ又二つのしさい〔子細〕によつてすべき事也。一つにわ。」
- 60 「あにまの助かりを」 a b 「あにまのたすかるみちを」
- 62 「肝要なる時」 b 「それかんようなる時」
- 63 「死するに近からずと」 a 「しするにちかゝらんずと」
- 64 「何時にても」 a b 「何時も」
- 64 「心得においては」 a 「心におもふにおいてわ」 b 「心にももふにおいて」
- 65 「もるたる科有りながら」 b 「その身にもるたるとがありながら」
- 66 「死期」 VII f.301r «Xigo. Xisuru toqi. *Hora da morte.*» 「シゴ。シスルトキ。死去の時」 14 「最期」と語釈が同一。
- 66 「来るべきもしれざれば」 a 「きたるべきかをもしらざれば」 b 「きたるべきかもしふば」
- 67 「善に立上る」 VII f.139v «Ien. Yoxi, *Virtude. Ienni tachiiru, [ve], tachiagaru. Conuerteser deixando os vicios, e tornando à virtude.*» 「ゼン。ヨシ。善行。ゼンニタチイル、または、タチアガル。悪い考えを捨てて心を改め、善に立ち返る」
- 69 「後生」 VII f.122r-v «Goxō. Nochino vmare. *Vida futura, ou outro mundo. Item, Saluação, V[elu]t, Goxōuo tasucar. Saluarse.*» 「ゴシヨウ。ノチノウマレ。未来の、あるいは、別の世の生。または、救済。例文、ゴシヨウヲタスカル。救済される」

## [四]

- 72 「ひです」 a 「ひいです」 b 「ひいてす」 *lat. fides, DLLI p.284* «Lus. Fee, lealdade, ou credito.

- Iap. Fides, fitono taxicani mattai coto. [ve], chūxin, xinjit.」〔葡. 信仰、誠実、または、信用。日. ヒトノ タシカニ マツタイ コト。あるいは、チュウシン [衷心]、シンジツ。『サルバトール・ムンヂ』二十六オ「ひいです。でうすのおんをしへをまことにうけたてまつること也」
- 73 「内證」VII f.175r «Naixô. Interior, ou vontade. Deosno gonaixôu somuqu. Ir contra vontade, e beneplacito de Deos.» 「ナイショウ。心の内、あるいは、意向。デウスノ ゴナイショウヲ ソムク。神の御意向やお認めに反する」
- 75 「天狗」VII f.254v «Tengu. Tenno inu. Diabo.» 「テング。テンノ イヌ。悪魔」
- 75 「別而」b 「へづして」
- 76 「いふべきには」 a 「いふべきわ」 b 「ゆうべきは」
- 76 「ゑきれんじや」 b 「ゑきれいしや」 lat. ecclesia, DLLI p.230 «Lus. Ecclesia, idest, o ajuntamêto uniuniversal dos Christãos espalhados por todo o mundo. Iap. Ixxecaini fanyei xitaru Christãono cotouo yũ.» 「葡. 教会、すなわち、世界中に広まるキリスト教徒の普遍的集団。日. イッセカイニハンエイシタル クリスタオンノ コトラ ユウ。『サルバトール・ムンヂ』二十六ウ「ゑきれんじや。きりしたんいちみのこと也。またまいりどころてらなどをいふ也。またきりしたんのし、やう [師匠] なるつかさにあたる也」
- 77 「皆誠なると」 b 「みなまつなりと」
- 78 「臨終の際まで」 b 「りんじうのきわまつて」
- 79 「[其覺悟を] すゆ」 VII f.233r «Suye, yuru. Por, ou assentar algũ[m]a cousa.» 「スエ、[ス] ユル。物を置く、あるいは、据える」
- 79 「一々の」 a b 「天の」
- 80 「御作者」 VII f.215r «Sacuxa. Tçucuru mono. Oficial, ou homẽ[m] que faz algũ[m]a obra. Gosacuxa. Criador: palavra que corre na Igreja.» 「サクシャ。ツクル モノ。職人、あるいは、何かの作品をつくる者。ゴサクシャ。創造主。教会用語」
- 80 「御主天主」 a 「御主<sup>あるじ</sup>ぜす、」 b 「御身ぜす、」
- 80 「一體」 VII f.358r «Ittai. Modo de contar su[b]stancias espirituas, como Deos, Anjos, almas, e tambem Camis, e Fotoques.» 「イッタイ。天主、天使、靈魂のような靈的実体、さらには、神仏の数え方」
- 81 「萬事を計らゐ」 a 「萬事をはからいたまゑ」 b 「はんしをはからいたまい」
- 82 「ばらいぞ」 por. paraíso 天国。『サルバトール・ムンヂ』二十六オ「ばらいぞ。ごしやう [後生 cf.69] にをひてぜんにんのけらく [快樂 cf.12] をきはめたまふところ也」
- 83 「導き給ふといふ事」 b 「みちびきたもふなり」
- 85 「前世後世」 a 「ぜんぜ後生」 b 「ぜんせ後生」
- 87 「天帝」 VII f.255r «Tentei. Tê[n]no micado. Rey. Itẽ[m], Deos.» 「テンテイ。テンノ ミカド。国王、または、天主」
- 87 「懺徳助」 89 「ぼてる」 a b 「ばあてれ」 lat. pater 父。『サルバトール・ムンヂ』二十六オ「でうすばあてれ。だい一のべるさうなのおんこと也」
- 88 「費略」 89 「ひりよ」 a 「ひいりよ」 por. filho 子。『サルバトール・ムンヂ』 id. 「でうすひりよ。だい二のべるさうなのおんこと也」
- 88 「斯彼利多三多」 89 「すびりとさんと」 a 「すへりつさんと」 b 「すべりとさんと」 por. spirito santo 聖霊。『サルバトール・ムンヂ』 id. 「でうすすひりつさんと。だいさんのべるさうなのおんこと也」
- 88 「べるそな」 a b 「べるそうな」 lat. por. persona 位格。
- 91 「天主三體にてましますに非ず」 a 「ぜす、三たいましますにわあらず」 b 「ぜす、三たいましますにあらず」

- 93 「人界」 VII f.183v «Ningai. *Corpo humana. Item, Este m[un]do, em que os homens viuem.*» 「ニンガイ。人の体。または、人が生きるこの世界」
- 93 「人界を請」 *lat. incarnatio* 受肉。「肉体を受けて人となる」の意。cf. 253
- 93 「童身」 a b 「びるぜん」 *por. virgem* 処女。
- 93 「さんたまりや」 a 「さんた丸や」 b 「三た丸屋」 cf. d14
- 96 「十字架」 *por. cruz.*
- 97 「又世の終りに一切人間を元の肉身に復活らせ給ひ御身直に天降たまひて」 a 「それより三日めによみがゑりたまいて御上天なされいまに此ぎを萬事をおさめつかさどりたまふといふ事又よのおわりに一さい人間をもとのしきしんによみがゑしたまいて御身ぢきにあまくだりたまいて」 b 「それより三日めによみがやりたまて御上天なされいまに此ぎと萬事をさめつかさりたまふ事又よのおわりにあまくだらせたいて一さい人間をもとのしきしんによみがゑしたまいて」
- 98 「宛行ふ」 VII f.14v «Ateuoconai, õ, *Dar; ou encarregar a outro a administração de rendas, offiços, e execução das cousas.*» 「アテヲコナイ、[アテヲコナ] ウ。他人に利益を授与する。その役目を任せる。物事の実現を託し、あるいは、委ねる」
- 99 「所詮天主人の科を免し給ひがらさを與へ給ひあにまを扶け給ふ事の由來の儀」 a 「所詮ぜす、人のとがをゆるしたまいてがらさをあたゑくたされあにまをたすけたもふ事以下のぎ」 b 「しよぜす、人とがをゆるしたまいがらさをあたゑくたされあにまたすかるをたもふ事ゆらいの儀」
- 100 「御扶手にて在ます耶穌」 a 「御たすけてぜす、」 b 「御たすかるてぜす、」
- 101 「誠の天主」 a b 「まことのぜす、」 (以下、次号)

## 付記

本稿は、相楽勉教授が研究代表者を務める東洋大学井上円了記念研究助成の研究所プロジェクト「西洋思想の受容と日本思想の展開 ―キリシタン時代と明治期以後―」による研究成果の一部である。

キーワード：こんちりさん キリシタン イエズス会 御伽草子 説経節